

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第6条（略） （経営企画課） 第10条 経営企画課においては、次の事務をつかさどる。 （1）～（9）（略） （10）診療記録等の管理に関する事 （11）診療記録等の監査に関する事 （12）院内がん登録に関する事 （13）<u>国際疾病分類(ICD-10)</u>に関する事 （14）課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事 （15）その他病院の経営企画に関する事 第11条～第20条（略） <u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年10月13日から施行し、改正後の旭川医科大学事務局組織規程は、令和3年7月1日から適用する。</u></p>	<p>第1条～第6条（略） （経営企画課） 第10条 経営企画課においては、次の事務をつかさどる。 （1）～（9）（略） （10）診療記録の管理に関する事 （11）診療情報の管理に関する事 （12）院内がん登録に関する事 （13）<u>DPC包括評価におけるDPCコーディングデータ</u>に関する事 と （14）課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事 （15）その他病院の経営企画に関する事 第11条～第20条（略）</p>

【改正理由】

令和3年7月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。